



2015年5月14日

各位

会社名 THK株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺町 彰博
(コード番号 6481 東証第1部)
問合わせ先 人事総務部長 藤田 勝巳
(TEL 03-5434-0300)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年5月14日付取締役会決議により、「定款一部変更の件」を2015年6月20日開催予定の第45期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」が2015年5月1日に施行されたことに伴い、補欠の役員を選任することができることを定めた規定が、会社法第329条第2項から第3項に変更されたため、現行定款第38条第3項について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会 (監査役の任期) 第38条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	第5章 監査役および監査役会 (監査役の任期) 第38条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2015年6月20日(土曜日)
定款変更の効力発生日 2015年6月20日(土曜日)

以上